**大阪地域魅力紹介動画制作業務　仕様書**

**1　業務名**

大阪地域魅力紹介動画制作業務

**2　実施目的**

大阪府では、大阪のまち全体をミュージアムに見立て、府内各地の地域資源の魅力を発掘

し、発信する「大阪ミュージアム」を推進しています。

このたび、府民の「大阪ミュージアム」への理解や関心を高め、地域資源の魅力を再発見

し、楽しんでいただくことを目的として、大阪ミュージアムPR動画を制作します。

また、2025年大阪・関西万博を契機に整備された「中之島GATEサウスピア」の利用

者をターゲットに、「大阪ミュージアム」や水都大阪の魅力を発信し、大阪滞在時の満足度の

向上と府内各地への周遊促進を目的とした動画を制作します。

（参考）大阪ミュージアムＨＰ：<http://www.osaka-museum.com/index.html>

　　　　中之島GATEサウスピアHP：<https://nakanoshimagate.jp/>

**３　契約期間**

契約締結日から令和7年１０月３１日（金）まで

**４　契約上限金額**

６,８4２,０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

**５　委託業務内容**

以下の内容の動画を制作すること。併せて、YouTube掲載用のサムネイルを作成するこ

と。

(1)　大阪ミュージアムPR動画制作業務

「大阪ミュージアム」のより一層の推進を図るため、当該事業の概要及び登録されている地域資源の魅力をPRするための動画を制作します。制作する動画は、イベント会場でのモニター再生やホームページ、SNSでの掲載・投稿に使用し、「大阪ミュージアム」を視覚的に印象付けることで、その認知度の向上を図るとともに、府民が改めて府内を巡り、自ら地域の魅力を発信するきっかけとなることをめざします。

ア 「大阪ミュージアムPR動画」（本編：約90秒 及び ダイジェスト版：約30秒）

大阪ミュージアムの概要及び各地域の登録物を紹介するもので、大阪ミュージアム

ホームページへの誘導に結び付くもの。

(2)　中之島GATEサウスピア放映動画制作業務

「中之島GATEサウスピア」のデッキ上に設置するデジタルサイネージは、大阪府や　　 大阪観光局、府内市町村等の情報発信に活用することとしており、そのサイネージで、経常的に放映する動画を2種類制作します。これらは、施設運営時間中、ループ再生を行うことで、府内各地の魅力を発信し、府内周遊の促進やリピーターの確保を図ります。

ア 「地域資源のPR動画」（約５分）

大阪の魅力や強みを紹介することで、府内周遊やリピーターの獲得に資するもの。

イ 「水都大阪の紹介動画」（約５分）

水都大阪への理解を深めるため、西区川口地区において大阪港が開港した当時の資

料等（※）も使用しながら、水都として発展した大阪の歴史やその魅力を紹介するもの。

なお、本動画は、子ども（小学生等）が地域の歴史を学ぶための学習素材としても活用

を予定しています。

※大阪府からも受託後に使用可能な資料を提供します。

**６　委託業務内容の補足及び提案を求める内容**

(1)　動画制作について

以下の事項に留意し、高い訴求力を有し、独創的で多くの人々の興味を惹きつける動画

を制作すること。なお、各動画については、事業ホームページのQRコードを表示するな

ど、直接的に誘導を図る仕掛けを施すこと。

なお、制作した動画は、デジタルサイネージやモニターでの放映と、大阪ミュージアムホームページ及びSNSへの掲載・投稿に使用することを想定しています。

ア 実施目的を踏まえた企画内容とすること。

イ 動画に盛り込むコンテンツは、各動画のテーマや使用目的に沿い効果的に選択する

　 こと。

ウ 「大阪ミュージアムPR動画」及び「地域資源のPR動画」に盛り込む府内各地の登録物や地域資源は、大阪市内、北摂、河内、泉州の各エリアからそれぞれ選出し、地域的な偏りが生じないように配慮すること。

エ 動画制作にあたり、受託者は予め大阪府と協議・調整のうえ実施すること。

オ 発信する媒体・手法・特性等を踏まえ、視聴者に対して効果的にアプローチできる内容・長さ（尺）の動画を、本数も含めて提案すること。ただし、「５　業務内容」に記載の長さを目安とした動画を少なくともそれぞれ１本以上作成すること。

カ 大阪ミュージアムPR動画は、YouTubeでの配信や屋内外で行うイベントブースでのモニター投影を前提としているため、フルハイビジョン（1920pix×1080pix）、動画形式mp4（H246）を基本とし、必要に応じてその他の規格を提案すること。

キ 中之島GATEサウスピア内に設置するデジタルサイネージは、サイズ横8m×縦2m（画素ピッチ3mm）、アスペクト比４：１を想定しており、その画面において適切に表示できるものとしてください。また、８K映像等に対応した大型ビジョン等のデバイス上で再生した場合にでも鮮明に閲覧できる画質の映像とすること。

　 規格については、確定次第、大阪府から通知します。

ク 様々な方が視聴することを想定し、かつ放映場所が必ずしも音声が活用できる環境とは限らないことから、視覚的に訴求できる、効果的なノンバーバルの映像が望ましい。ただし、内容に応じて柔軟にアレンジすることを可能とする。テロップや字幕、ナレーション等を施す場合の言語は、日本語及び英語を用いること。

ケ 動画制作にあたっては、動画内容の性質等に応じて、超高精細撮影機材やドローン等の使用、出演者の起用、音響特殊効果、CGの活用など、創意工夫を凝らしたものとすること。

コ 動画制作に係る取材、撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、施設利用料等）は、全て契約金額に含むこと。

サ 新規撮影を原則としますが、撮影の実施時期や期間により撮影困難なシーンを活用する必要がある場合は、大阪府と協議のうえ、既存の動画データ等を取得することを認めます。その場合の映像等の収集及び使用交渉は受注者が行い、成果品の放映にあたっての費用は無償であることを条件とします。なお、動画データ等の取得に必要となる著作権等の経費は、全て当初の契約金額に含むこととします。

 シ 国内外におけるイベント等でも使用する可能性があるため、表示ディスプレイに応

じた編集やエンコードを行うことができる状態にしておくこと。

ス 文化財を撮影する場合は、文化財保護法等の関係法令を遵守するとともに、文化財が所在する自治体（府・市町村）、所有者を含む関係者と予め協議・調整を行うこと。

セ 動画に映る人物、商標等が肖像権に触れる場合は、画像処理を施すこと。

ソ 制作する動画は、大阪府が事業終了後も、必要に応じて加工・再利用を行う（二次利用可能）ことを前提とし、今後の大阪府内の魅力発信や周遊促進に活用できる内容・仕様とすること。なお、出演者の肖像権等の問題により、次年度以降の動画発信に伴う新たな費用負担が発生しないようにすること。また、動画編集については、大阪府の指示に従うこと。

タ 動画完成までに、発注者による内容確認及び修正指示等の機会を複数回設けること。

**〔提案を求める事項〕**

○「5　委託業務内容」に記載のそれぞれの動画ごとに、制作本数を提示のうえ、

全タイトルについて以下の内容を記載した企画案を示すこと。

・動画のタイトル（テーマ、基本コンセプト）

・動画の提案理由

・動画の内容・デザイン等（全体構成イメージ）

　　⇒動画の長さ（尺）及びストーリー構成、アピールポイントを具体的に記載すること

　※ストーリー構成については、企画提案書を補足する資料として動画のシーン単位の絵コンテ又は動画の大まかなイメージを想像できる画像を作成してください。

○制作に係る経費（見積額）を示すこと（合計金額及び費目ごとの内訳を含む）。

なお、それぞれの動画の作成経費については、下記の金額を上限とします。

大阪ミュージアムPR動画：1,661,000円

中之島GATEサウスピア放映動画：5,181,000円

(2)　業務の実施体制及びスケジュールの作成について

ア 動画制作に係る全ての業務が、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

イ 業務を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。

ウ 契約期間全体を通して、業務実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制を継続的に維持すること。

エ 提案内容を遂行する実施体制人員において、過去に本業務と類似する実績（独創性を有する観光プロモーション動画の制作等）があれば、その履行実績を示すこと。

**〔提案を求める事項〕**

○業務実施にあたって、確実に業務を履行するための具体的な体制等を示すこと。

・業務実施体制及び人員

・本業務を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似業務の実績等）

・スケジュール

 (3)　委託における留意事項について

ア 受託者は、契約締結後、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。

イ 受託者は、大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。

ウ 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

エ 受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。

オ 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理、業務実施年度の終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。

カ 再委託は原則禁止とします。ただし、専門性等から業務内容の一部が受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができるものとします。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得てください。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しません。

① 業務の主要な部分を再委託すること。

② 契約金額の相当部分を再委託すること。

③ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

④ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

キ 業務実施に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。

ク 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければなりません。

ケ 納品後１年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、発注者の要求に従い、すみやかに無償で是正すること。

(4)　実施状況の報告について

ア 受託者は、契約締結後、履行期間中は毎月、その月の月末までの本事業の実施状況（作業・スケジュール進捗が分かる資料等）を翌月10日までに書面により大阪府に 報告すること（報告様式自由）。

イ 大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。

(5)　各種許可申請に係る業務について

許可申請書など各種申請に必要な書類を作成すること。

**７　成果物の提出**

　　以下の成果物等を、記載された提出期限までに提出すること。

なお、制作物等の所有権及び著作権等は、納品をもって大阪府に帰属するものとします。

(1)　業務に関して作成した全ての成果物【令和7年９月30日（火）まで】

作成した映像データ等をCD-R等に格納して提出すること。

※提出期限については、企画提案されたスケジュールに基づき、大阪府と協議のうえ、改めて設定できるものとします。

(2)　実施報告書【令和7年10月31日（金）まで】

　　　A4サイズ5部及びCD-R等に格納して提出すること。

**８　その他**

(1)　守秘義務等について

ア 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはなりません 。

イ 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任におい

て速やかにその誤りを訂正しなければなりません。

(2)　個人情報の取り扱いについて

ア 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

イ 受託者は、事業実施にあたり収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを、当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。

エ　契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から誓約書（別途提示）を提出すること。

(3)　著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとします。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとします。

受託者が制作した動画については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属します。

(4)　その他留意事項について

ア 大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定しますが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

イ 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

ウ 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。

エ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとします。